

第2章

市民の暮らしをリードする産業都市をめざして
(産業振興分野)

用語解説

*1

職住近接

職場と家庭生活を営む住居が近接していること。

*2

菅生テクノヒルズ地区

あきる野市北東部の菅生地区に整備された工業用地。

*3

産業振興計画

地域の優位性を活かしつつ、社会環境の変化に対応した産業の振興を図るため、産業振興に関する施策の方向性や具体的な取組を示す計画。

第1節 地域特性を活かした産業誘致の推進

課題と基本方針

市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接^{〔*1〕}のまちづくりの一環として企業を誘導するために秋留台西地区や小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区^{〔*2〕}を整備しており、研究所や事業所が進出しました。

圏央道あきる野インターチェンジや日の出インターチェンジの開通に伴い、広域的な高速交通体系が整備され、産業面での大きな発展の可能性が広がりました。しかし、産業が本格的な国際競争の時代に入り、国内各地で産業誘致活動が行われる中、圏央道の整備効果を引き出すためには、誘致に向けた特色ある取組や支援体制の整備、また地域との合意形成が必要であり、環境に恵まれた地域特性を活かした誘致を進めていくことが求められます。

また、生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図る必要があります。

このため、自立性の高い都市形成に向けた産業誘致のほか、地域の製造業や建設業等の活性化を支援するとともに、新たな創業の支援と新しい産業との相乗効果が得られるような中小企業の育成と活性化に取り組めます。

施策の方向

1 産業振興の促進

① 産業振興計画の策定【主な施策】

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を活かしつつ、経済基盤として重要な役割をもつ産業の発展を図るとともに、新たな産業の創出・育成に向けて産業振興計画^{〔*3〕}を策定し、その実施に当たっては、東京都との連携により施策を展開します。

2 中小企業支援の推進

① 圏央道インターチェンジ周辺の企業誘致の促進【主な施策】

圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺については、地域の特性を活かした企業誘致を促進します。

② 計画的な産業立地の誘導【主な施策】

地域経済力の強化を図る観点から、東京都と連携して秋川高校跡地への企業立地を進めます。また、武蔵引田駅周辺地区等の新市街地として都市基盤等を整備する地区では、まちづくりの方針に適合するよう計画的な産業立地を誘導します。

③ 新産業誘致の推進【主な施策】

新エネルギー^{〔*4〕}やバイオテクノロジー^{〔*5〕}等、環境に優しい産業を中心に積極的に企業誘致を推進します。なお、企業誘致に際しては、インターネット、企業専門誌等で地理的優位性をPRするとともに、新産業分野の企業に対し進出意向調査を実施します。また、産業の振興や雇用の促進を図るため、進出企業に対する奨励制度^{〔*6〕}の導入を検討します。

3 中小企業支援の推進

① 中小企業の育成【主な施策】

中小企業が地域の産業として、安定して経営できるよう異業種交流や研修会等を行うとともに、品質の向上や新産業への対応を図る取組を支援し、中小企業の育成を図ります。

*4 新エネルギー

石炭・石油などの石化燃料や核エネルギーに対する、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーの他、燃料電池、メタノール、石炭液化などの新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

*5 バイオテクノロジー

生物の持つ様々な働きを上手に利用し、人間の生活や環境保全に役立たせる技術。

*6 奨励制度

ここでは新産業分野の企業の進出を促す動機付けとなる制度を示す。他の地方公共団体では、固定資産税や都市計画税相当額を奨励金として交付する制度などがある。

用語解説

*1
「るのかーど」

あきる野商工会が発行しているカードで、加盟店での買い物や飲食の際、100円で1ポイントを付与する他、一部店舗では10本以上の牛乳パックやペットボトルを持ち込んだ際「エコポイント」として1ポイントを付与する。1ポイント1円で買い物に利用できる。(入会金・年会費無料)



第2節 活力ある商業の振興

課題と基本方針

市民のライフスタイルの多様化や自動車を利用した購買行動の一般化など、商業を取り巻く環境は大きく、また常に変化を続けています。

全国的に消費が停滞し、広域的な集客力をもつ大型店や沿道型・郊外型の商店の進出が進む中、本市でも既存商店街の活性化が課題となっています。商工会の事業と連携したイベント等を実施するとともに、「るのかーど^[*1]」の利用機能を活用し、消費者と商店、地域のつながりを更に強め、活力ある商店街の実現に向けた顧客の確保と拡大に取り組む必要があります。

また、将来にわたり、市内商工業者の経営安定化を図るためには、商工業者の支援や商業後継者の育成も重要な課題です。

このため、活力ある商業の振興を図り、市民の多様な消費ニーズに合ったバランスのとれた商業圏域の形成に向けた取組を進めます。

施策の方向

1 商業環境の整備

① 駐車場整備の推進【主な施策】

複数の商店で共同利用できる駐車場等を設置するとともに、既存の駐車場の利便性の向上を図るなど、駐車場の整備を推進します。

■ 商店数、従業者数、年間販売額の推移（卸売業・小売業）

（資料：商業統計調査）

年次	商店数（店）			従業者数（人）			年間販売額（百万円）		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成6年	681	87	594	3,658	471	3,187	69,125	15,871	53,254
平成9年	702	76	626	4,242	449	3,793	89,555	16,601	72,952
平成11年	708	78	630	4,496	494	4,002	86,963	15,863	71,100
平成14年	675	76	599	4,885	501	4,384	83,332	15,536	67,796
平成16年	666	72	594	4,510	508	4,002	80,454	12,504	67,950
平成19年	637	62	575	4,459	391	4,068	82,095	11,421	70,674

※ 平成6年、11年は7月1日、平成9年、14年、16年、19年は6月1日現在。平成11年は公営企業等を含まない。

用語解説

*2
影響調査

ここでは大型店等の進出に伴う商圈の変化や市内商業・産業への影響、雇用面への影響、生活環境面への影響などについての調査を示す。

*3
ICカード事業

情報の記録や演算処理をするために集積回路(IC)を組み込んだカードを活用した事業のこと。カードの利用により利用者の情報を集積できることなどの利点を活かし、交通分野を始め、様々な分野で導入が進められている。(例:ETCカード、運転免許証)

*4
商店街振興プラン

商店街振興の方向性や活性化のための取組などを示した基本的な方針。本市では、市の特性を踏まえ、観光の視点を含めた実践的な商店街の活性化策を示している。(平成15年1月策定)

② 適正な商業立地の誘導【主な施策】

大型店や沿道型・郊外型の商店の進出等に際しては、影響調査^{〔*2〕}や周辺環境の調整を行い、適正な商業立地を誘導します。

③ 空き店舗の活用の促進

商店街での共同利用や集客力の強い業種の誘致など、空き店舗の活用を促進します。

2 経営安定化の支援

① 商工業者の支援【主な施策】

商工会と連携し、商品開発等に対する助成や研修、経営相談を行うなど、商工業者を支援します。

② 商業後継者の育成支援

先進事例の調査・研究や意識改革につながる取組など、商業後継者の育成を支援します。

③ 特色ある店舗づくりの支援

大型店ではできない、きめ細かい経営を図るため、商工会の事業と連携したイベント等の実施など、特色ある店舗づくりを支援します。

④ 消費者のニーズに応える事業展開の支援

ICカード事業^{〔*3〕}で得られる情報の分析により、消費者のニーズに応える事業展開を支援します。

3 商店街活性化の促進

① 商店街振興プランの推進【主な施策】

商店街の活性化と魅力ある商店街づくりを進めるため、商店街振興プラン^{〔*4〕}を推進します。

② 地域特性を活かした事業展開の支援【主な施策】

朝市、夕市、ナイトバザール、観光産業及び農村産業との連携など、あらゆる分野の地域特性を活かした事業展開を支援します。

③ 店舗共同事業の支援

複数の店舗が連携、協力し、消費者に魅力あるサービスの提供を図る店舗共同事業を支援します。

④ るのかーどを活用による顧客の確保・拡大の支援

「るのかーど」の利用機能の活用によりカード会員の年齢層を広げるなど、顧客の確保と拡大を支援します。

4 商業者の基盤づくり**① 商業団体の育成【主な施策】**

個々の商店では不十分な情報収集、販売促進事業、施設整備、人材育成等に取り組む組織を支援し、商業団体を育成します。

② 高度化する情報技術を活かした商業活動の支援

インターネットの活用等による商業基盤強化や商工会、各種団体による情報提供等、高度化する情報技術を活かした商業活動を支援します。

第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

課題と基本方針

観光業は、商工業、農業、林業など、あらゆる産業やまちづくりと密接な関わりをもつ産業であり、市政の重要な柱の一つとして観光推進を掲げ、観光推進プラン^{〔*〕}に基づき、市域全体の観光施策と秋川流域の観光の推進に取り組んでいます。本市の観光は、市民自身が住んでいる地域で、自由時間を楽しく有意義に過ごせることを基本に、優れた環境や多様な文化遺産の魅力に加えて、生き生きとした暮らしづくりが、市外の多くの人を引き付け、そこに新しい出会いと心温まる交流が生まれるなど、市の文化や産業を更に豊かに活性化していくと考えています。

圏央道あきる野インターチェンジの開通や中央道八王子ジャンクションとの連結により、余暇の多様化などの時代の変化に的確に対応していくことが求められています。

このようなことから、地域住民、商工業者、観光業者等と連携しながら、観光推進プランの推進に取り組みます。

施策の方向

1 総合的な観光関連事業の推進

① 観光推進プランの推進【主な施策】

市域全体の観光施策の計画的な推進とともに、近隣自治体との連携を図った秋川流域の観光推進を図るため、観光推進プランを推進します。

特に、郷土の恵みの森構想の推進に併せて、貴重な観光資源の掘り起こしや地域との協働の取組などとともに、農商工との連携を図りながら、体験型や交流型のあきる野ならではの効果的な観光振興を推進します。



秋川溪谷 瀬音の湯

用語解説

*1

観光推進プラン

本市の優れた環境や多様な文化遺産の魅力に着目し、観光分野における振興施策の方向性や具体的な事業を定めた計画。(平成23年度策定予定)

用語解説

*1

西多摩地域広域行政圏協議会

単独市町村では対応の難しい行政課題に対処することを目的に、西多摩地域の全市町村(青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町)により、昭和58年に設置した協議会。



② 武蔵五日市駅前市有地の有効活用【主な施策】

武蔵五日市駅前の市有地については、観光施策を推進するための情報発信拠点として、秋川流域の振興も視野に入れた施設の整備について検討します。

2 楽しく歩けるまちづくりの推進

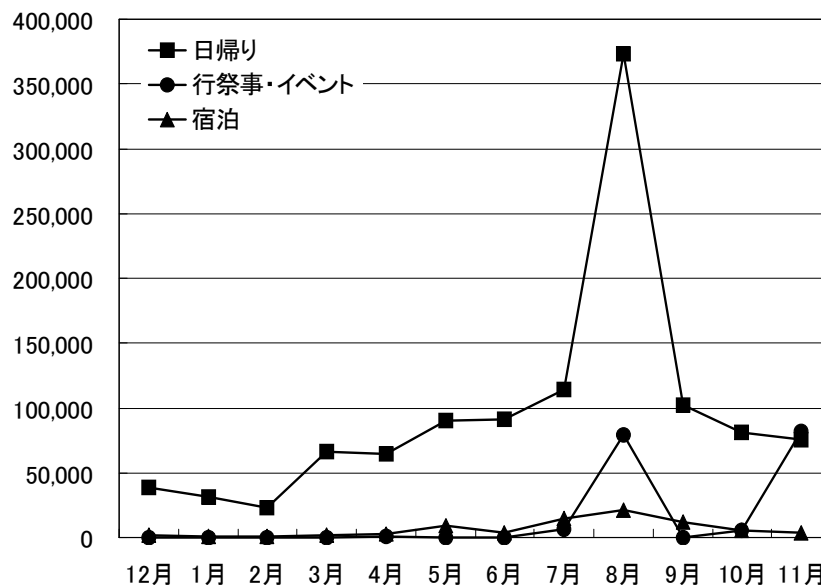
① 関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発

あきる野市、日の出町及び檜原村の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。

■月別 入込総数観光客数(平成17年12月～平成18年11月)

(資料:西多摩地域広域行政圏協議会[*1]「西多摩地域広域入込観光客数調査」)

観光客数(人)



② 観光ルートの整備の推進【主な施策】

秩父多摩甲斐国立公園及び都立羽村草花丘陵、秋川丘陵、滝山の各都立自然公園については、遊歩道、トイレ、休憩施設等の整備を促進します。また、市民や観光客が気軽に散策できるよう遊歩道等の観光ルートの整備を推進します。

③ 駐車場整備の推進

本市を訪れる観光客のために、公共施設の駐車場や民間駐車場の活用などを推進します。

用語解説

④ 交流のかけはしの周辺の整備の推進

観光レクリエーションの推進、地域住民の生活環境の向上等を図るため、交流のかけはし（あゆみ橋）周辺の整備についての検討を進めます。

3 イメージアップ作戦の推進

① 集客性の高いイベントの支援

「あきる野映画祭^{※2}」「ヨルイチ^{※3}」等の集客性の高いイベントを支援します。

② 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進

本市の観光情報を積極的に宣伝するため、インターネットや新聞、民間情報誌などの様々な媒体によるタイムリーな情報提供をするとともに、「五日市物語^{※4}」や「軍道紙（ぐんどうがみ）^{※5}」等の地域資源^{※6}の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。



五日市物語の撮影風景



東京都無形文化財「軍道紙」製造作業の様子
（ふるさと工房五日市）

※2

あきる野映画祭

「映画館のない町に映画文化を！」をスローガンに、昭和60年に「五日市映画祭」として開催され、秋川市と五日市町の合併を経て「あきる野映画祭」となり、今日に至る。メジャー作品だけでなく、子ども向けやあきる野にゆかりのある作品など、バラエティに富んだ作品を上映するとともに、自分が撮影した作品を皆で楽しむ「映像市」なども開催。

※3

ヨルイチ

地域の活性化のためにあきる野商工会が開始し、現在は五日市商和会ヨルイチ実行委員会が実施しているイベント。「和」「静」「暗」「スロー」「古」などをテーマに懐かしい市を再現。

※4

五日市物語

歴史ある五日市地区を舞台に五日市憲法草案誕生の原動力となった千葉卓三郎にまつわるエピソードや地域の行事、特産品などを織り交ぜながら、美しい自然とそこに住む暖かい人々、歴史を背景に描かれた人間ドラマ。

市制施行15周年記念映画として「五日市キネマ団」を核に、この企画に賛同した多くの俳優やボランティア市民、市職員が一体となって作り上げた作品。（平成23年夏公開予定）

※5

軍道紙（ぐんどうがみ）

東京都無形文化財。中世から続く、東京都に唯一残る紙漉き技術により作製された和紙。乙津村字軍道で盛んであったことから、「軍道紙」と呼ばれる。

現在、市立小中学校の卒業証書は、この軍道紙を利用。軍道紙保存会があきる野市より受託運営する「ふるさと工房五日市」で、紙漉きを体験できる。

※6

地域資源

自然資源を始め、観光資源、歴史文化資源、人的資源など、特定の地域に存在する特徴的で活用可能な資源。近年では、地域ブランド化など、地域活性化の取組を進める際に、素材として活用される例も多い。

用語解説

*1

地産地消型農業

地域で生産されたものをその地域で消費すること。本市は、現在でも農業が比較的盛んであり、秋川、五日市の両ファーマーズセンターを中心に、地元で生産し地元で消費する農業が進められている。地産地消は単に地域の食材を消費するだけでなく、「もの(食材)」を通じて「ひと(心)」がつながることが原点にある。この「人と人のつながり」を原点に、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱とした、いきいきとした地域づくりへとつながっていく。

*2

農業振興計画

国の食料・農業・農村基本計画に沿って、あきる野の地域特性を活かした農業を推進するために策定された施策の方向性や具体的な取組を示す計画。(平成18年3月策定)

*3

農業振興地域内農用地

地域整備計画により、農業を推進することが必要な地域として農業振興地域を定める。この地域内で農業振興を図っていく上で必要となる優良農地を農業振興地域内農用地として指定する。

*4

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等が持つ農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つものとして、生産緑地法に基づき都市計画に定めた農地等。

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

課題と基本方針

農家数は、減少傾向にあります。専門農家数の経年的な減少はあまりみられず、営農意欲の高い農家による積極的な農業の展開が期待できる状況です。また、農業就業人口の年代別の状況をみると、60歳以上の従事者が大半を占めており、高齢者農家の対策と後継者の育成が重要な課題です。

農業形態は、台地部を中心とした地域と山間部において、それぞれ特色のある農業が行われており、市街化が進行する中、経営耕地の減少と農地の住宅地への転用も進んでいます。農業と市民生活が共存し、双方が良い環境で営みができるよう、農業基盤の整備や高度化、また市民との交流を図るための農業の展開が求められています。

一方、農業を取り巻く社会経済情勢も大きく変化を続けており、本市においても大都市部周辺に位置する都市として、消費者の志向に合った、あきる野ならではの地産地消型農業^[*1]の推進に取り組んでいます。今後も、消費者がより良い農産品を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境に優しい農業の振興に取り組むとともに、交流型の農業の推進等による他産業との連携も図ります。

施策の方向

1 生産環境の整備

① 農業振興計画の推進【主な施策】

巨大な消費地に近い立地条件を活かした地産地消型農業を推進し、農業を魅力ある職業として確立するため、農業振興計画^[*2]を推進します。

② 農業振興地域内農用地等の保全と利用【主な施策】

農業振興地域内農用地^[*3]や生産緑地地区^[*4]は、農業生産基盤の中核を成すとともに、住民に潤いや安らぎを与える場、防災空間など多様な機能を保有しているため、優良な農地として保全し、利用を図ります。

用語解説

*5
遊休農地

高齢化などによる人手不足で、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作が見込まれない農地。

*6
有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害を及ぼした場合にいう。

*7
認定農業者

効率的で安定した魅力ある農業経営を目指し、自ら作成した農業経営改善計画を市町村の基本構想に照らして認定を受けた意欲ある農業者のこと。

③ 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進

効率的かつ安定的な農業経営に向け、農業生産基盤として活用されていない遊休農地〔*5〕を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効利用を促進します。

④ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣〔*6〕の適正な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。



有害鳥獣対策として設置された電気柵

2 多様な農業者の育成・確保

① 農業経営者の支援と確保・育成【主な施策】

農業経営の規模拡大や合理化など自らの農業経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者〔*7〕」や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や農家以外からの新規就農者の確保・育成を図ります。

■農家数、農業人口の推移(各年2月1日現在)

(資料:農業センサス)

年 次	農 家 数					農 家 世 帯 員 数	農 家 人 口				
	総 数	専 業 農 家 数	兼 業 農 家 数				総 数	う ち 農 業 従 事 者 数			
			総 数	農 業 を 主 (第1種)	兼 業 を 主 (第2種)			自 営 農 業 だ け に 従 事		農 業 と 他 の し ゃ い に 従 事	
								男	女	男	女
昭和60年	1,595	87	1,508	99	1,409	7,511	1,529	493	936	84	16
平成2年	1,141	87	1,054	81	973	5,257	1,474	517	851	88	18
平成7年	990	95	895	50	845	4,356	1,281	500	692	73	16
平成12年	384	70	314	44	270	3,636	1,013	258	347	293	115
平成17年	302	86	216	35	181	1,242	765	222	272	209	62

用語解説

*1

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名。

*2

特別栽培農産物

その農産物を生産した地域の慣行レベル（各地域で慣行的に行われている節減対象農薬や化学肥料の使用状況）に比べ、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

*3

のらぼう菜（下写真）

五日市特産の地野菜。アブラナ科の食用野菜で、収穫は春。太い花茎の部分に甘みが詰まっており、柔らかく歯ごたえのある癖のない味。



*4

教育ファーム

生産者の指導を受けながら、作物の生産から消費に至る一連の生産体験を提供する取組。体験学習や食育の場、地域との結びつきを生み出す場としての役割が期待される。

*5

体験農園

園主（農家）の指導のもと、作物の生産から収穫までを体験できる農園。農家による専門的な指導や農業体験を通じて、利用者と農業者の交流や農業に対する理解・啓発が図られるなどの効果が期待される。

3 魅力ある農業経営の確立

① 農産物の販売施設の拡充

地産地消型の農業を推進するため、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、秋川溪谷瀬音の湯の3か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。



共同直売所に並ぶ地元産の野菜

② 安全・安心な農産物の供給

農薬と化学肥料の使用を低減した「エコファーマー[*1]」や「特別栽培農産物[*2]」の認証制度の啓発等を行い、消費者への安全・安心な農産物の供給を図ります。

③ 農産物のブランド化の推進

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜[*3]」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大やスイートコーンをはじめ、新たな農産物、加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

④ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が土に親しみ、農業への理解を深めることができる市民農園の貸出しの実施とともに、子どもたちに農業の大切さ、収穫の喜び、自然の大切さなどを体験的に学ぶことができる「教育ファーム[*4]」や「体験農園[*5]」などを開設し、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

また、市民が農業者との交流を深めるため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」などに取り組みます。

第5節 自然と調和した林業の育成

課題と基本方針

市域の約60%を森林が占めており、森林は木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定^{〔*6〕}など、多面的機能^{〔*7〕}の発揮を通じて、国土や自然環境を保全し、市民や下流域に住む人々の生活と生態系の持続性を維持する基盤となっています。このため、本市の森林は、社会的に大きな役割を果たしていると考えられます。また、森林の25%程度は広葉樹等の雑木林であり、それらの活用による市民の憩いの場や観光の場としての広がりが期待できます。

一方、林業、木材加工業等は、木材需要の減少、国際競争の激化等により、全国的に厳しい経営環境に置かれているだけでなく、林家数の減少や従事者の高齢化も進んでいます。このようなことから、林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、多摩産材（秋川産材）^{〔*8〕}の利用拡大を推進する必要があります。

水源のかん養、地球温暖化防止等、森林のもつ公益的機能を発揮させる森林施業（森林の手入れ）を推進することが重要と考え、森づくりの新しい担い手となる森林ボランティアの育成に努めるとともに、郷土の恵みの森構想との連携を図りながら、恵まれた自然を活かした市民などとの協働による森林環境づくりを促進します。

さらに、国や東京都、関係機関における林野政策の動向に合わせ、公益的機能を更に発揮できるような森林整備の拡充や新しい仕組みづくりに取り組みます。

施策の方向

1 森林の整備

① 森林整備計画の推進【主な施策】

適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の育成・管理を進め、森林のもつ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備計画^{〔*9〕}を推進します。



用語解説

***6 二酸化炭素の吸収・固定**
ここでは森林が光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しながら成長することを示す。森林の持つ多面的機能の一つであり、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として、大気の浄化や地球温暖化防止の機能を果たしているとされる。

***7 多面的機能**
森がもつ様々な機能の総称。森には、木材生産機能を始め、湧水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、きれいな空気をつくるとともに気候を安定させる大気浄化・気候緩和機能、様々な生物のすみかとして命を育む生物多様性保全機能、山の土壌を守り、山地災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場や教育の場の提供などの保健文化機能など、非常に多くの機能がある。

***8 多摩産材（秋川産材）**
多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材。このうち、特に秋川流域から産出された木材を秋川産材と呼ぶ。

***9 森林整備計画**
本市における森林整備の基本的な方針や間伐、保育の標準的な林齢（時期）などを定めた計画。（平成22年3月策定）

用語解説

*1

治山事業

森林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源のかん養機能を高めたり、緑豊かな生活環境の保全・形成等を図る事業。

*2

森林ボランティア

森林の持つ公益的機能などに着目し、森林の保全・再生活動、森林や木材に関する提案、募金などの寄付を通じた森づくりへの支援などをボランティアで行う団体や個人。

*3

郷土の恵みの森づくり事業

郷土の恵みの森構想に基づき、市内各地域で実施する森づくり事業の総称。市では、この事業を推進するため、郷土の恵みの森事業基金を創設するとともに、町内会・自治会が実施する昔道や尾根道の補修、景観の整備等を対象とした交付金要綱の制定、森林レンジャーあきる野や森林サポートレンジャーあきる野（後述）を組織している。

*4

育成天然林

樹木の切り株などから発生した新芽を成長させたり、自然に落下した種子の発芽を育てるなど、主に天然の力により育成した森林。なお、補助的に、地表のかき起こし、刈払い、植込み、間伐などの人の手を加える。

*5

針広混交林

針葉樹人工林と広葉樹が混じった森林。樹種・林齢が異なり、水土保持能力が高く、公益的機能が発揮される。

2 公益的機能の維持強化

① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進【主な施策】

水源のかん養や土砂流出の防止、さらには二酸化炭素を吸収して地球の温暖化を防ぐため、間伐等の保育に対する支援をするとともに、治山事業[*1]の促進を東京都に働きかけるなど、森林のもつ公益的機能の発揮を重視した森林施業を推進します。

② 市民やボランティアなどとの協働による森づくりの推進【主な施策】

森づくりの新しい担い手として森林ボランティア[*2]の育成に努めるとともに、林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業[*3]との連携を図りながら、市民やボランティア、企業、自治体などとの協働による森づくりを推進します。

③ 景観の維持向上に配慮した森林整備の推進

恵まれた自然を活かした森林環境づくりを促進するとともに、育成天然林[*4]、針広混交林[*5]などの多様な森づくりを進めるなど、景観の維持向上に配慮した森林整備を推進し、生物多様性の保全につなげていきます。

3 林業経営基盤の整備

① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者や後継者の確保・育成、集約化施業等による作業路網整備、高性能林業機械化等による低コスト施業を推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化します。

② 生産基盤の整備の推進【主な施策】

森林施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した林道網の整備（林道、作業道等の開設・改良）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

③ 多摩産材（秋川産材）の利用拡大の推進

林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、公共建築物等において木材の利用を促進するなど、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進します。